

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分：該当なし

区分：該当なし

区分：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機非常用密封油ポンプの自動起動試験時、自動起動圧カススイッチに設定不良（設定ズレ）が認められたため、当該圧カススイッチを点検・修理	D	
2	1号機	現場監視用モニタ（復水脱塩装置制御盤用）において、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
3	1号機	取水設備ケーブルピット用排水ポンプ（NO.2）において、自動起動・停止用リミットスイッチに動作不良（設定ズレ）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
4	1号機	活性炭ろ-ルドアップ装置建屋1階シャワー室において、シャワー配管フランジ部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	1号機	中性子源領域モニタ（CH21）サーベランス実施において、指示不良（ハンチング）認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
6	2号機	第5給水加熱器ベント管の溶接事業者検査において、当社の図書受領及び承認前に一部作業を実施したことが認められたため、対応検討	C	
7	2号機	主低圧タ-ビン（A）上下半ノズルダイヤフラム（TG-13/14段）の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様等、水平面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	主低圧タ-ビン（B）上下半ノズルダイヤフラム（TB-13段）の目視検査時、ノズルサイドウォール部に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	主タ-ビン湿分分離器（NO.4）における内部浸透探傷検査時、溶接線に不良が認められたため当該部を修理	D	
10	3号機	相分離母線ダクトサポートにおいて、固定ナットに外れ（3箇所）が認められたため、当該ナットを取付け	D	
11	4号機	原子炉格納容器漏洩率検査昇圧前の準備作業において、仮設置弁にシートパスが認められたため、当該弁を交換	D	
12	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジデカントポンプ廻りの水張り時、ストレナーのフランジよりリークが認められたため、当該フランジを点検・修理	D	
13	5号機	液体廃棄物処理系機能検査において、要領書記載の検査用計器等の確認方法区分に誤記が認められたため、対応検討	D	
14	5号機	制御棒駆動水加熱器安全弁において、シ-トリ-クが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
15	5号機	復水脱塩装置陽イオン樹脂塔室内において、樹脂レベル確認用照明器具及び電線管の破損が認められたため、当該器具等を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	気体排気物処理系排ガス予熱器（A・B）のドレン及びベント配管の保温材に破損が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	残留熱除去系（A）において、待機表示ランプの表示不良（点灯）が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
18	5号機	原子炉隔離時冷却系定例試験時、手動トリップ装置の動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
19	6号機	主タ - ビングランド蒸気系エバポレータのレベル調節器（LIC - 3 - 1 2 3 B）において、アラ - ムランプの点灯が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
20	その他	福島第一原子力発電所放射性液体廃棄物管理月報データの確認時、平成18年7月分の評価文中の内容に誤記が認められたため、対応検討	D	
21	その他	放射性気体廃棄物処理放出管理四半期報作成時、8月月報分のトリチウム放出量に誤入力があったため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
 - A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
 - B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
 - C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
 - D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外：消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで